

西宮市看護功労者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市内において、看護業務等に永年にわたり従事し、功労のあった者を市長が表彰することにより、関係者の意識の高揚を図り、業務の充実に寄与することを目的とする。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、市長による表彰状を寄与してこれを行う。

2 表彰には、記念品または、記念品料を添えることが出来る。

(表彰者の範囲)

第3条 表彰は、西宮市内において、現に看護業務または保健指導業務に永年従事し、功労のあった者に対して行うものとする。

2 前項に掲げるものの範囲は、別に定めるものとする。

(表彰の手続)

第4条 前条に規定する表彰の事由に該当するものがあつたときは、関係課は、関係団体等と協議するものとする。

2 関係団体等は、前項の協議の結果、推薦を適当と認めるときは、推薦書(別記様式)を作成し、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の推薦書により、表彰を適当と認めるときは、表彰を行うものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、年1回行うものとし、その期日は、市長が別に定める。

(表彰者名簿の作成)

第6条 表彰を行った場合は、表彰者の氏名、表彰事由等を表彰者名簿に登載するものとする。

(適用除外)

第7条 表彰にあたって、次のものは除くものとする。

犯歴のある者、その他社会通念上、表彰を受けるにふさわしくない者
過去において同一の表彰を受けた者

(庶務)

第8条 この要綱に基づく表彰に関する庶務は、西宮市保健予防課で処理する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

西宮市看護功労者表彰対象範囲

対 象 範 囲	西宮市内の同一医療機関において7年以上看護業務または保健指導業務に従事し、功労のあった者。
対 象 者	表彰対象範囲
(1)保健師	西宮市内の同一医療機関において7年以上、現に従事し、功労のあったもの
(2)看護師	西宮市内の同一医療機関において7年以上、現に従事し、功労のあったもの
(3)准看護師	西宮市内の同一医療機関において7年以上、現に従事し、功労のあったもの
(4)助産師	西宮市内の同一医療機関において7年以上、現に従事し、功労のあったもの
(5)その他特に市長が認める者	西宮市内の同一医療機関において7年以上、現に従事し、功労のあったもの